

診療・検査医療機関の長 様

大阪府健康医療部長

感染拡大地域における陽性者と濃厚接触の可能性のある者への検査について(依頼)

日頃から、本府の新型コロナウイルス感染症対策にご理解・ご協力頂きありがとうございます。

標記について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、令和3年8月13日付事務連絡「感染拡大地域における陽性者の家族等への検査について」にて周知がありました。

従来より、地域の感染状況や患者のエピソードから総合的に判断し、医師が必要と認めた者については、検査を実施することが可能であるとされていたところですが、本通知を受け、保健所の判断が無くとも、陽性者と濃厚接触の可能性のある者に対し検査が実施できることが改めて示されています。

については、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域に指定されている期間中においても、必要な検査が迅速に実施できるよう、下記の点にご留意の上、医師が陽性と診断した者の同居家族等、濃厚接触の可能性のある者に対して検査を促し、積極的に検査を実施して頂きますようよろしくお願いします。

#### 記

##### 【留意点】

- ・ 医療機関において医師が必要と認めた検査を実施する場合、検査料・検査判断料は公費負担となりますが、その他の初診料・再診料等については患者の自己負担となるため、その旨患者に対し適切にご案内頂きますようお願い致します。
- ・ なお、保健所において濃厚接触者と認められた場合は14日間の健康観察(自宅待機)が必要となりますが、医師の判断により濃厚接触の可能性のある者として検査を受けた場合、この取扱いは適用されません。

以上

大阪府健康医療部保健医療室  
感染症対策企画課 感染症・検査グループ  
TEL 06-6941-0351(内線2697)